



書類の保管に 苦勞していませんか？ だったら、スキャナーを使って 楽しんで、得ませんか？

スキャナーを使って保存するメリット（E-文書法）

- ①大量の書類が電子データで保存できる！
- ②コスト削減（税務関係書類の保存コスト年約3,000億円）
2005年 経団連の試算
・倉庫代、搬送費、検索コスト、廃棄コストなどなど
- ③業務のスピードアップ！（検索で一発）
- ④リスクマネジメント（地震など災害時に事業継続計画）



H30年4月、帳簿の保存期間が10年に延長されます。
領収書や契約書など保管って大変です。

その苦勞を解消する画期的な方法がPDFでの保管です。

実は、スキャナーでの書類の保存の要件を決めたE-文書法が、H28年1月から大幅に緩和されています。



PDF保管をうまく活用すれば、
大きなメリットが受けられます。

しかし、E-文書法や電子帳簿
保存法について、その違いや
進め方のポイントは、知られており
ません。

今回は、E-文書法など
新しい情報について詳しい
理系税理士赤塚 直記氏に
お話して頂きます。

滅多にない貴重な勉強会、お見逃しなく。

税理士法人BETT
あかつか事務所
所長 赤塚 直記

書類の保管でお悩みの社長様へ

基礎から学ぶE-文書法の活用法

6月8日(木) 14:30~16:30

参加費 10,000円(顧問先5,000円)

会場 ロームセミナールーム（三島町1605-1）

定員 12名



やる気満々！ あかつか事務所

- 特典1 E-文書法 導入相談 初回無料（1回）
- 特典2 成功のナビゲーター ビジネスニュース1年無料
- 特典3 社長の所得税 節税対策 相談無料（1回）

電話、FAXでお気軽にお申し込み下さい。

F A X 053-444-4601

社名		名前	
住所	〒		
電話 ファックス	電話 FAX	メール アドレス	

社会保険労務士法人ローム

浜松市南区三島町1605-1 電話 053-444-4604 FAX 053-444-4601
浜松市中区高林4-3-21 3F 電話 053-473-7303 FAX 053-473-7304
湖西市新居町中之郷3991 電話 053-401-4604 FAX 053-401-4614

個人情報は無料診断、セミナーの連絡、開催・運営を目的とし、利用し、個人情報を第三者に提供・開示は致しません。詳しくは、当社ホームページの「個人情報保護方針」及び「個人情報の取り扱いに関して」をご覧ください。同意した上で申し込み下さい。